

東海市条例第21号

東海市手数料条例の一部を改正する条例

東海市手数料条例(昭和44年東海市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第4の(2)の項中「6,000円」を「10,000円」に、「19,000円」を「28,000円」に、「41,000円」を「59,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「68,000円」を「101,000円」に、「107,000円」を「141,000円」に、「155,000円」を「207,000円」に、「231,000円」を「313,000円」に、「341,000円」を「466,000円」に、「610,000円」を「836,000円」に改め、同表の(3)の項中「16,000円」を「20,000円」に、「21,000円」を「25,000円」に、「33,000円」を「36,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「47,000円」を「48,000円」に改め、同表の(4)の項中「16,000円」を「22,000円」に、「21,000円」を「27,000円」に、「35,000円」を「40,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「50,000円」を「53,000円」に改め、同表の(5)の項中「17,000円」を「23,000円」に、「22,000円」を「28,000円」に、「36,000円」を「41,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「51,000円」を「55,000円」に改め、同表の(6)の項中

「

工作物に関する 確認申請手数料	工作物を築造する場合（確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合を除く。）	1件につき	17,000円
--------------------	---	-------	---------

」

を

「

建築設備及び工作物に関する確認申請手数料	小荷物専用昇降機を築造する場合（確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を築造する場合を除く。）	1件につき	9,000円
	確認を受けた小荷物専用昇降機	1件につき	6,000円

	の計画を変更して小荷物専用昇降機を築造する場合		
	その他の建築設備を築造する場合（確認を受けたその他の建築設備の計画を変更してその他の建築設備を築造する場合を除く。）	1 件につき	2 3, 0 0 0 円
	確認を受けたその他の建築設備の計画を変更してその他の建築設備を築造する場合	1 件につき	1 0, 0 0 0 円
	工作物を築造する場合（確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合を除く。）	1 件につき	1 7, 0 0 0 円

に改め、同表の(7)の項を次のように改める。

(7)	建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料	小荷物専用昇降機	1 件につき	2 3, 0 0 0 円
		その他の建築設備	1 件につき	4 1, 0 0 0 円
		工作物	1 件につき	2 9, 0 0 0 円

別表第 4 中(49)の項を(54)の項とし、(42)の項から(48)の項までを 5 項ずつ繰り下げ、同表の(41)の項を削り、同表の(40)の項中

		1 棟の総戸数が 1 1 以上 2 5 以下のもの	1 件につき	1 7, 5 0 0 円
		1 棟の総戸数が 2 6 以上のもの	1 件につき	2 9, 3 0 0 円
	複合建築物の非住宅部分に係るものの	非住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき	6, 2 0 0 円
		非住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超えるもの	1 件につき	1 0, 7 0 0 円
その他の建築物	建築物の延べ面積が 3 0 0 平方メートル以内のもの		1 件につき	6, 2 0 0 円
	建築物の延べ面積が 3 0 0 平方メートルを超えるもの		1 件につき	1 0, 7 0 0 円

を

	1 棟の総戸数が 1 1 以上のもの	1 件につき	1 7, 5 0 0 円	に、
	複合建築物の非住宅部分に係るもの	1 件につき	6, 2 0 0 円	
その他の建築物		1 件につき	6, 2 0 0 円	

一戸建ての住宅	建築物省エネ法基準省令第 1 0 条第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	1 件につき	1 0, 1 0 0 円	を
---------	---	--------	-----------------	---

一戸建ての住宅	建築物省エネ法基準省令第 1 0 条第 2 号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの	1 件につき	1 4, 1 0 0 円	に、
	建築物省エネ法基準省令第 1 0 条第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	1 件につき	1 0, 1 0 0 円	

建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	全住戸が建築物省エネ法基準省令第 1 0 条第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	1 棟の戸数が 1 のもの	1 件につき	1 0, 1 0 0 円	を
------------------------	---	---------------	--------	--------------	---

建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	全住戸が建築物省エネ法基準省令第 1 0 条第 2 号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの	1 棟の戸数が 1 のもの	1 件につき	1 4, 1 0 0 円	に、
		1 棟の総戸数が 2 以上 5 以下のもの	1 件につき	2 7, 9 0 0 円	
		1 棟の総戸数が 6 以上 1 0 以下のもの	1 件につき	3 9, 6 0 0 円	
		1 棟の総戸数が 1 1 以上のもの	1 件につき	5 7, 0 0 0 円	
	全住戸が建築物省エネ法基	1 棟の戸数が 1 のもの	1 件につき	1 0, 1 0 0 円	

	準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの			
--	--------------------------------------	--	--	--

「

1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1件につき	40,200円
1棟の総戸数が26以上のもの	1件につき	61,300円

を

「

1棟の総戸数が11以上のもの	1件につき	40,200円
----------------	-------	---------

に、

「

1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1件につき	77,100円
1棟の総戸数が26以上のもの	1件につき	111,400円

を

「

1棟の総戸数が11以上のもの	1件につき	77,100円
----------------	-------	---------

に、

「

複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	48,600円
		非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき	62,300円
	その他のもの	非住宅部分の	1件につき	125,200

		床面積の合計 が 3 0 0 平方 メートル以内 のもの		円	
		非住宅部分の 床面積の合計 が 3 0 0 平方 メートルを超 えるもの	1 件につき	1 5 7, 4 0 0 円	を
建築物全体が 建築物省エネ 法基準省令第 1 0 条第 1 号 イ(2)及びロ(2) に定める基準 に係るもので あるもの	建築物の延べ面積が 3 0 0 平 方メートル以内のもの		1 件につき	4 8, 6 0 0 円	
	建築物の延べ面積が 3 0 0 平 方メートルを超えるもの		1 件につき	6 2, 3 0 0 円	
その他のもの	建築物の延べ面積が 3 0 0 平 方メートル以内のもの		1 件につき	1 2 5, 2 0 0 円	
	建築物の延べ面積が 3 0 0 平 方メートルを超えるもの		1 件につき	1 5 7, 4 0 0 円	

複合建築物の 非住宅部分に 係るもの	非住宅部分の全部が建築物省 エネ法基準省令第 1 0 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に定める基準 に係るものであるもの	1 件につき	4 8, 6 0 0 円	
	その他のもの	1 件につき	1 2 5, 2 0 0 円	に
建築物全体が建築物省エネ法基準省令第 1 0 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るも のであるもの		1 件につき	4 8, 6 0 0 円	
その他のもの		1 件につき	1 2 5, 2 0 0 円	

改め、同項を同表の(46)の項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

(46)	建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な 変更に関する証明書交付手数料	1 件につき	建築物の区分 に応じ、前項の 金額の欄に掲 げる額の 2 分 の 1 に相当す る額（その額に 1 0 0 円未満 の端数がある ときは、その端
------	--	--------	--

		数金額を切り 捨てて得た額)
--	--	-------------------

別表第4の(39)の項中

「

		1棟の総戸数が11以上 25以下のもの	1件につき	29,100円
		1棟の総戸数が26以上のもの	1件につき	48,800円
	複合建築物 の非住宅部 分に係るも の	非住宅部分の床面積の合 計が300平方メートル 以内のもの	1件につき	10,300円
		非住宅部分の床面積の合 計が300平方メートル を超えるもの	1件につき	17,900円
その他の建 築物	建築物の延べ面積が300平方メー トル以内のもの		1件につき	10,300円
	建築物の延べ面積が300平方メー トルを超えるもの		1件につき	17,900円

を

「

		1棟の総戸数が11以上 のもの	1件につき	29,100円
	複合建築物の非住宅部分に係るもの		1件につき	10,300円
その他の建築物			1件につき	10,300円

に、

「

一戸建ての 住宅	建築物省エネ法基準省令第10条第 2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係 るものであるもの	1件につき	19,100円
-------------	--	-------	---------

を

「

一戸建ての 住宅	建築物省エネ法基準省令第10条第 2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1) に定める基準に係るものであるもの	1件につき	27,000円
	建築物省エネ法基準省令第10条第 2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係 るものであるもの	1件につき	19,100円

に、

」

建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	1棟の戸数が1のもの	1件につき	19,100円	を
------------------------	--	------------	-------	---------	---

建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの	1棟の戸数が1のもの	1件につき	27,000円	に、
		1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件につき	53,900円	
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件につき	75,800円	
		1棟の総戸数が11以上のもの	1件につき	108,300円	
	全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	1棟の戸数が1のもの	1件につき	19,100円	

	1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1件につき	74,600円	を
	1棟の総戸数が26以上のもの	1件につき	112,600円	

	1棟の総戸数が11以上のもの	1件につき	74,600円	に、
--	----------------	-------	---------	----

	1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1件につき	148,300円	を
	1棟の総戸数が26以上のもの	1件につき	213,000円	

	1棟の総戸数が11以上のもの	1件につき	148,300円	に、
--	----------------	-------	----------	----

複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	95,000円	を
		非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき	121,000円	
	その他のもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	248,400円	
		非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき	311,200円	
建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの		1件につき	95,000円	
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの		1件につき	121,000円	
その他のもの	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの		1件につき	248,400円	
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの		1件につき	311,200円	

	方メートルを超えるもの		円
--	-------------	--	---

「

複合建築物の 非住宅部分に 係るもの	非住宅部分の全部が建築物省 エネ法基準省令第10条第1 号イ(2)及びロ(2)に定める基準 に係るものであるもの	1件につき	95,000円
	その他のもの	1件につき	248,400 円
建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10 条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るも のであるもの		1件につき	95,000円
その他のもの		1件につき	248,400 円

に

」

改め、同項を同表の(44)の項とし、同表の(38)の項を同表の(43)の項とし、同表の(37)の項を
次のように改め、同項を同表の(42)の項とする。

(37)	建築物エ ネルギー 消費性能 適合性判 定手数料	一戸建ての住宅	建築物省エネ法基準省令第 1条第1項第2号イ(1)及び ロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定 める基準に係るものである もの	1件につ き	27,0 00円 (建築物 エネルギー消費性 能確保計 画(建築 物のエネ ルギー消 費性能の 向上等 に関する 法律(平 成27年 法律第 53号)第 11条第 1項に規 定する建 築物エネ ルギー消 費性能確 保計画を いう。以 下同じ。)の 変更に係 る場合に
------	--------------------------------------	---------	--	-----------	--

					あつては、14,100円)
		建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの		1件につき	19,100円 (建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあっては、10,100円)
		その他のもの		1件につき	37,100円 (建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあっては、19,200円)
共同住宅等	住戸に係るもの	全住戸が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの	住戸の数（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る住戸の数をいう。以下この項において同じ。）が1のもの	1件につき	27,000円 (建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあっては、14,100円)
			住戸の数が2以上5以下のもの	1件につき	53,900円 (建築物エネルギー消費性

			能確保計画の変更に係る場合には、27,900円)
	住戸の数が6以上10以下のもの	1件につき	75,800円 (建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合には、39,600円)
	住戸の数が11以上のもの	1件につき	108,300円 (建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合には、57,000円)
全住戸が建築物省エネ法基準省令1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	住戸の数が1のもの	1件につき	19,100円 (建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合には、10,100円)
	住戸の数が2以上5以下のもの	1件につき	35,900円

			(建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあつては、19,000円)
	住戸の数が6以上10以下のもの	1件につき	51,900円 (建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあつては、27,700円)
	住戸の数が11以上のもの	1件につき	74,600円 (建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあつては、40,200円)
その他のもの	住戸の数が1のもの	1件につき	37,100円 (建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあつては、19,200円)

		住戸の数が2以上5以下のもの	1件につき	74,900円 (建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあっては、38,500円)
		住戸の数が6以上10以下のもの	1件につき	105,400円 (建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあっては、54,500円)
		住戸の数が11以上のもの	1件につき	148,300円 (建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあっては、77,100円)
		共用部分に係るもの		1件につき 118,500円 (建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあっては、6

			0, 300円)
	非住宅部分に係るもの	非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係るものであるもの	1件につき 95, 000円 (建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあつては、48, 600円)
		その他のもの	1件につき 248, 400円 (建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあつては、125, 200円)
	その他の建築物	全部が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係るものであるもの	1件につき 95, 000円 (建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあつては、48, 600円)
		その他のもの	1件につき 248, 400円 (建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあつては、125, 200円)

				に係る場合 にあっては、1 25, 2 00円)
--	--	--	--	-----------------------------------

別表第4の(36)の項中

		1棟の総戸数が11以上 25以下のもの	1件につき	17, 50 0円	を
		1棟の総戸数が26以上 のもの	1件につき	29, 30 0円	
	複合建築物 の非住宅部 分に係るも の	非住宅部分の床面積の合 計が300平方メートル 以内のもの	1件につき	6, 200 円	
		非住宅部分の床面積の合 計が300平方メートル を超えるもの	1件につき	10, 70 0円	
その他の建 築物	建築物の延べ面積が300平方メー トル以内のもの		1件につき	6, 200 円	
	建築物の延べ面積が300平方メー トルを超えるもの		1件につき	10, 70 0円	

「

		1棟の総戸数が11以上のもの	1件につき	17,500円	に、
		複合建築物の非住宅部分に係るもの	1件につき	6,200円	
		その他の建築物	1件につき	6,200円	

一戸建ての 住宅	建築物省エネ法基準省令第10条第 2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係 るものであるもの	1件につき	10, 10 0円	を
-------------	--	-------	--------------	---

一戸建ての 住宅	建築物省エネ法基準省令第10条第 2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1) に定める基準に係るものであるもの	1件につき	14, 10 0円	に、
	建築物省エネ法基準省令第10条第 2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係 るものであるもの	1件につき	10, 10 0円	

建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	1棟の戸数が1のもの	1件につき	10,100円	を
------------------------	--	------------	-------	---------	---

建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの	1棟の戸数が1のもの	1件につき	14,100円	に、
		1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件につき	27,900円	
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件につき	39,600円	
		1棟の総戸数が11以上のもの	1件につき	57,000円	
	全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	1棟の戸数が1のもの	1件につき	10,100円	

1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1件につき	40,200円	を
1棟の総戸数が26以上のもの	1件につき	61,300円	

1棟の総戸数が11以上のもの	1件につき	40,200円	に、
----------------	-------	---------	----

	1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1件につき	77,100円	を
	1棟の総戸数が26以上のもの	1件につき	111,400円	

	1棟の総戸数が11以上のもの	1件につき	77,100円	に、
--	----------------	-------	---------	----

複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	48,600円	を
		非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき	62,300円	
	その他のもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	125,200円	
		非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき	157,400円	
建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの		1件につき	48,600円	
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの		1件につき	62,300円	
その他のもの	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの		1件につき	125,200円	
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの		1件につき	157,400円	

	方メートルを超えるもの		円
--	-------------	--	---

「

複合建築物の 非住宅部分に 係るもの	非住宅部分の全部が建築物省 エネ法基準省令第10条第1 号イ(2)及びロ(2)に定める基準 に係るものであるもの	1件につき	48,600円
	その他のもの	1件につき	125,200円
建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10 条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るも のであるもの		1件につき	48,600円
その他のもの		1件につき	125,200円

に

」

改め、同項を同表の(40)の項とし、同項の次に次の1項を加える。

(41)	低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する 証明書交付手数料	1件につき	建築物の区分 に応じ、前項の 金額の欄に掲 げる額の2分 の1に相当す る額（その額に 100円未満 の端数がある ときは、その端 数金額を切り 捨てて得た額）
------	-----------------------------------	-------	--

別表第4の(35)の項中

「

		1棟の総戸数が11以上 25以下のもの	1件につき	29,100円
		1棟の総戸数が26以上 のもの	1件につき	48,800円
	複合建築物 の非住宅部 分に係るも の	非住宅部分の床面積の合 計が300平方メートル 以内のもの	1件につき	10,300円
		非住宅部分の床面積の合 計が300平方メートル を超えるもの	1件につき	17,900円
その他の建 築物	建築物の延べ面積が300平方メー トル以内のもの		1件につき	10,300円
	建築物の延べ面積が300平方メー トルを超えるもの		1件につき	17,900円

を

」

	1 棟の総戸数が 1 1 以上のもの	1 件につき	2 9, 1 0 0 円	に、
	複合建築物の非住宅部分に係るもの	1 件につき	1 0, 3 0 0 円	
その他の建築物		1 件につき	1 0, 3 0 0 円	

一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 2 8 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下この表において「建築物省エネ法基準省令」という。）第 1 0 条第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	1 件につき	1 9, 1 0 0 円	を
---------	---	--------	--------------	---

一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 2 8 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下この表において「建築物省エネ法基準省令」という。）第 1 0 条第 2 号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの	1 件につき	2 7, 0 0 0 円	に、
	建築物省エネ法基準省令第 1 0 条第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	1 件につき	1 9, 1 0 0 円	

建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	全住戸が建築物省エネ法基準省令第 1 0 条第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	1 棟の戸数が 1 のもの	1 件につき	1 9, 1 0 0 円	を
------------------------	---	---------------	--------	--------------	---

建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	全住戸が建築物省エネ法基準省令第 1 0 条第 2 号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)	1 棟の戸数が 1 のもの	1 件につき	2 7, 0 0 0 円
		1 棟の総戸数が 2 以上 5 以下のもの	1 件につき	5 3, 9 0 0 円
		1 棟の総戸数	1 件につき	7 5, 8 0 0 円

	に定める基準に係るものであるもの	が6以上10以下のもの			に、
		1棟の総戸数が11以上のもの	1件につき	108,300円	
	全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	1棟の戸数が1のもの	1件につき	19,100円	

	1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1件につき	74,600円	を
	1棟の総戸数が26以上のもの	1件につき	112,600円	

	1棟の総戸数が11以上のもの	1件につき	74,600円	に、
--	----------------	-------	---------	----

	1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1件につき	148,300円	を
	1棟の総戸数が26以上のもの	1件につき	213,000円	

	1棟の総戸数が11以上のもの	1件につき	148,300円	に、
--	----------------	-------	----------	----

複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内	1件につき	95,000円
------------------	--------------------------	--------------------------	-------	---------

	第 1 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	のものの 非住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超えるもの	1 件につき	1 2 1, 0 0 0 円	を
	その他のもの	非住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき	2 4 8, 4 0 0 円	
		非住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超えるもの	1 件につき	3 1 1, 2 0 0 円	
建築物全体が建築物省エネ法基準省令第 1 0 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	建築物の延べ面積が 3 0 0 平方メートル以内のもの		1 件につき	9 5, 0 0 0 円	に
	建築物の延べ面積が 3 0 0 平方メートルを超えるもの		1 件につき	1 2 1, 0 0 0 円	
その他のもの	建築物の延べ面積が 3 0 0 平方メートル以内のもの		1 件につき	2 4 8, 4 0 0 円	
	建築物の延べ面積が 3 0 0 平方メートルを超えるもの		1 件につき	3 1 1, 2 0 0 円	

複合建築物の 非住宅部分に 係るもの	非住宅部分の全部が建築物省 エネ法基準省令第 1 0 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に定める基準 に係るものであるもの	1 件につき	9 5, 0 0 0 円
	その他のもの	1 件につき	2 4 8, 4 0 0 円
建築物全体が建築物省エネ法基準省令第 1 0 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るも のであるもの		1 件につき	9 5, 0 0 0 円
その他のもの		1 件につき	2 4 8, 4 0 0 円

改め、同項を同表の(39)の項とし、同表中(34)の項を(38)の項とし、(24)の項から(33)の項までを 4 項ずつ繰り下げ、同表の(23)の項中「宅地造成」の次に「等」を加え、「4 5 万円」

を「66万円」に、「1万1,000円」を「1万2,000円」に改め、同項を同表の(24)の項とし、同項の次に次の3項を加える。

(25)	土石の堆積に関する工事の許可申請手数料	土石の堆積をする土地の面積が500平方メートル以内のもの	1件につき	12,000円
		土石の堆積をする土地の面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	14,000円
		土石の堆積をする土地の面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	17,000円
		土石の堆積をする土地の面積が2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	1件につき	20,000円
		土石の堆積をする土地の面積が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	29,000円
		土石の堆積をする土地の面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	32,000円
		土石の堆積をする土地の面積が1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの	1件につき	39,000円
		土石の堆積をする土地の面積が2万平方メートルを超え、4万平方メートル以内のもの	1件につき	53,000円
		土石の堆積をする土地の面積が4万平方メートルを超え、7万平方メートル以内のもの	1件につき	74,000円
		土石の堆積をする土地の面積が7万平方メートルを超え、10万平方メートル以内のもの	1件につき	102,000円
		土石の堆積をする土地の面積が10万平方メートルを超えるもの	1件につき	132,000円
(26)	土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料		1件につき	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した金額。ただし、その金額が13万2千円を超えるときは、13万2千円とする。

ア 土石の堆積に関する工事の計画の変更（イのみに該当する変更を除く。）
土石の堆積をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に
応じ、前項に

				規定する額に10分の1を乗じて得た額 イ 土石の堆積をする土地の追加に係る設計の変更追加される土石の堆積をする土地の面積に応じ、前項に規定する額 ウ その他の変更 1万2,000円
(27)	宅地造成等に関する工事の中間検査申請手数料	切土又は盛土をする土地の面積が2,000平方メートル以内のもの	1件につき	4,000円
		切土又は盛土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	1件につき	5,000円
		切土又は盛土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの	1件につき	7,000円
		切土又は盛土をする土地の面積が2万平方メートルを超え、4万平方メートル以内のもの	1件につき	11,000円
		切土又は盛土をする土地の面積が4万平方メートルを超え、7万平方メートル以内のもの	1件につき	19,000円
		切土又は盛土をする土地の面積が7万平方メートルを超え、10万平方メートル以内のもの	1件につき	31,000円
		切土又は盛土をする土地の面積が10万平方メ	1件につ	44,0

	一トルを超えるもの	き	00円
--	-----------	---	-----

別表第4の(22)の項中「宅地造成」の次に「等」を加え、「13,000円」を「17,000円」に、「22,000円」を「28,000円」に、「33,000円」を「40,000円」に、

「

切土又は盛土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	50,000円
--	-------	---------

を

」

「

切土又は盛土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	1件につき	58,000円
切土又は盛土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	69,000円

に、「72,00

」

0円」を「94,000円」に、「120,000円」を「149,000円」に、「180,000円」を「226,000円」に、「270,000円」を「360,000円」に、「360,000円」を「510,000円」に、「450,000円」を「660,000円」に改め、同項を同表の(23)の項とし、同表中(21)の項を(22)の項とし、(8)の項から(20)の項までを1項ずつ繰り下げ、(7)の項の次に次の1項を加える。

(8) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	1件につき	120,000円
-------------------------------------	-------	----------

別表第4備考第3号中「(35)の項」を「(39)の項」に、同号(2)中「当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「10,300円」に改め、ア及びイを削り、同表備考第4号中「(35)の項」を「(39)の項」に改め、同号(3)中「(2)」の次に「及び(3)」を加え、「当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「248,400円」に改め、ア及びイを削り、同号(3)を同号(4)とし、同号(2)中「場合(」の次に「(2)に規定する場合を除き、」を加え、「当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「95,000円」に改め、ア及びイを削り、同号(2)を同号(3)とし、同号(1)の次に次のように加える。

- (2) 非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（以下「工場等」という。）である場合に限る。） 47,500円

別表第4備考第16号及び第17号を削り、同表備考第15号中「⁽⁴⁰⁾の項」を「⁽⁴⁵⁾の項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に、「⁽³⁹⁾の項」を「⁽⁴⁴⁾の項」に改め、同号を同表備考第25号とし、同表備考第14号中「⁽⁴⁰⁾の項」を「⁽⁴⁵⁾の項」に改め、同号(1)中「当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「60,300円」に改め、ア及びイを削り、同号(3)中「(2)」の次に「及び(3)」を加え、「当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「125,200円」に改め、ア及びイを削り、同号(3)を同号(4)とし、同号(2)中「場合(」の次に「(2)に規定する場合を除き、」を加え、「当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「48,600円」に改め、ア及びイを削り、同号(2)を同号(3)とし、同号(1)の次に次のように加える。

- (2) 非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。） 24,300円

別表第4備考第14号を同表備考第23号とし、同号の次に次の1号を加える。

- 24 この表の⁽⁴⁵⁾の項に規定する手数料（その他の場合における共同住宅等（複合建築物の非住宅部分に係るものに限る。）又はその他の建築物に係る申請に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、同項の規定にかかわらず、24,300円とする。

別表第4備考第13号中「⁽⁴⁰⁾の項」を「⁽⁴⁵⁾の項」に改め、同号(1)中「当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「6,200円」に改め、ア及びイを削り、同号(2)中「当該非住宅部分の床面積の合計についての(1)ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)ア及びイに定める額」を「6,200円」に改め、同号を同表備考第22号とし、同表備考第12号中「⁽³⁹⁾の項」を「⁽⁴⁴⁾の項」に、「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同号を同表備考第21号とし、同表備考第11号中「⁽³⁹⁾の項」を「⁽⁴⁴⁾の項」に改め、同号(1)中「当

該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「118,500円」に改め、ア及びイを削り、同号(3)中「(2)」の次に「及び(3)」を加え、「当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「248,400円」に改め、ア及びイを削り、同号(3)を同号(4)とし、同号(2)中「場合()」の次に「(2)に規定する場合を除き、」を加え、「当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「95,000円」に改め、ア及びイを削り、同号(2)を同号(3)とし、同号(1)の次に次のように加える。

- (2) 非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。） 47,500円

別表第4備考第11号を同表備考第19号とし、同号の次に次の1号を加える。

- 20 この表の(44)の項に規定する手数料（その他の場合における共同住宅等（複合建築物の非住宅部分に係るものに限る。）又はその他の建築物に係る申請に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、同項の規定にかかわらず、47,500円とする。

別表第4備考第10号中「(39)の項」を「(44)の項」に改め、同号(1)中「当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「10,300円」に改め、ア及びイを削り、同号(2)中「当該非住宅部分の床面積の合計についての(1)ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)ア及びイに定める額」を「10,300円」に改め、同号を同表備考第18号とし、同表備考第9号中「(38)の項」を「(43)の項」に、「建築物の」を「非住宅部分の全部の」に、「第7号の規定により算出した建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合の手数料の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）」を「12,100円」に改め、同号を同表備考第15号とし、同号の次に次の2号を加える。

- 16 この表の(43)の項に規定する手数料について、当該手数料に係る建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分をいう。）の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている同法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物に

つき当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第30条第1項若しくは第31条第1項の認定における評価の方法と同様の評価の方法により同法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこととなる場合における当該手数料の額は、同表の⁽⁴³⁾の項及び前号の規定にかかわらず、第13号の規定により計算して得た建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

- 17 この表の⁽⁴³⁾の項に規定する手数料について、当該手数料に係る共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものの証明書の交付を一の申請書により受けようとする場合における当該証明書の交付に係る手数料の額は、当該共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものについてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の額に相当する額を合算した額とする。

別表第4備考第8号中「⁽³⁷⁾の項」を「⁽⁴²⁾の項」に改め、「について、」の次に「当該手数料に係る建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分をいう。）の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合又は」を加え、「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に、「第37条」を「第32条」に、「第35条第1項又は第36条第1項」を「第30条第1項若しくは第31条第1項」に、「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「⁽³⁹⁾の項」を「⁽⁴⁴⁾の項」に、「⁽⁴⁰⁾の項」を「⁽⁴⁵⁾の項」に改め、同号を同表備考第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

- 14 この表の⁽⁴²⁾の項に規定する手数料について、当該手数料に係る共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものの判定を一の申請書により受けようとする場合における当該判定に係る手数料の額は、当該共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものについてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額に相当する額を合算した額とする。

別表第4備考第7号中「⁽³⁷⁾の項」を「⁽⁴²⁾の項」に、「建築物の用途が工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、

と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの（以下「工場等」という。）」を「非住宅部分の全部の用途が工場等」に、「同項の建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物の区分に定める手数料の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）」を「47,500円」に改め、同号を同表備考第12号とし、同表備考第6号中「⁽³⁶⁾の項」を「⁽⁴⁰⁾の項」に改め、同号(3)中「(2)」の次に「及び(3)」を加え、「当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「125,200円」に改め、ア及びイを削り、同号(3)を同号(4)とし、同号(2)中「場合(」の次に「(2)に規定する場合を除き、」を加え、「当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「48,600円」に改め、ア及びイを削り、同号(2)を同号(3)とし、同号(1)の次に次のように加える。

- (2) 非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。） 24,300円

別表第4備考第6号を同表備考第7号とし、同号の次に次の4号を加える。

- 8 この表の⁽⁴⁰⁾の項に規定する手数料（その他の場合における共同住宅等（複合建築物の非住宅部分に係るものに限る。）又はその他の建築物に係る申請に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、同項の規定にかかわらず、24,300円とする。

- 9 この表の⁽⁴¹⁾の項に規定する手数料（低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

- (1) 共用部分に係る計算がある場合 3,100円

- (2) 非住宅部分がある場合 3,100円

- 10 この表の⁽⁴¹⁾の項に規定する手数料（低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

- (1) 共用部分に係る計算がある場合 30,100円

(2) 非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。） 12, 100円

(3) 非住宅部分がある場合（(2)に規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。） 24, 300円

(4) 非住宅部分がある場合（(2)及び(3)に規定する場合を除く。） 62, 600円

11 この表の(4)の項に規定する手数料（低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等並びに低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における一戸建て住宅及び共同住宅等（建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。）に係る申請に係るものを除く。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、同項の規定にかかわらず、12, 100円とする。

別表第4備考第5号中「(36)の項」を「(40)の項」に改め、同号(2)中「当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「6, 200円」に改め、ア及びイを削り、同号を同表備考第6号とし、同表備考第4号の次に次の1号を加える。

5 この表の(39)の項に規定する手数料（その他の場合における共同住宅等（複合建築物の非住宅部分に係るものに限る。）又はその他の建築物に係る申請に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、同項の規定にかかわらず、47, 500円とする。

別表第4備考に次の4号を加える。

26 この表の(46)の項に規定する手数料（計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分に係る計算がある場合 3, 100円

(2) 非住宅部分がある場合 3, 100円

27 この表の(46)の項に規定する手数料（計画適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額

を加算する。

- (1) 共用部分に係る計算がある場合 30, 100円
- (2) 非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。） 12, 100円
- (3) 非住宅部分がある場合（(2)に規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。） 24, 300円
- (4) 非住宅部分がある場合（(2)及び(3)に規定する場合を除く。） 62, 600円

28 この表の(46)の項に規定する手数料（計画適合性確認機関が認めた場合等並びに計画適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における一戸建て住宅及び共同住宅等（建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。）に係る申請に係るものを除く。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、同項の規定にかかわらず、12, 100円とする。

29 この表の(46)の項に規定する手数料について、当該証明書の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（軽微な変更があるものに限る。）についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の額に相当する額を合算した額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第4の(23)の項の改正規定、同項を同表の(24)の項とし、同項の次に3項を加える改正規定（同項の次に3項を加える部分に限る。）及び同表の(22)の項の改正規定並びに次項の規定は、令和7年5月9日から施行する。
- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「宅造法改正法」という。）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる

宅造法改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和３６年法律第１９１号）第８条第１項本文（宅造法改正法附則第２条第１項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の許可に係る工事の宅造法改正法による改正前の宅地造成等規制法第１２条第１項の規定による変更の許可の申請に係る手数料については、改正後の東海市手数料条例別表第４の⁽²³⁾の項から⁽²⁷⁾の項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。